

○津軽広域連合職員等の旅費に関する条例

(平成10年 3月25日 条例第19号)

改正 平成13年 3月24日 条例第2号
平成14年 3月26日 条例第3号
平成16年 3月30日 条例第1号
平成19年11月29日 条例第3号
令和元年11月22日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、公務のため旅行する津軽広域連合職員等に対し支給する旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において旅行とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署がない職員については、その住所又は居所）を離れ、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れること。
- (2) 新たに採用された職員がその採用に伴い住所若しくは居所から在勤公署に移転し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴い旧在勤公署から新在勤公署に移転すること。
- (3) 職員が死亡した場合においてその遺族がその死亡の日の翌日から3月以内に生活の根拠地となる地へ移転すること。
- (4) 職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは同法第64条の規定に該当し帰郷すること。

2 内国旅行とは本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第1条で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行で前項各号に規定する旅行をいう。

3 外国旅行とは本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行で第1項第1号に規定する旅行をいう。

(旅費の種類)

第3条 内国旅行の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び近隣旅行雑費とする。

2 外国旅行の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第4条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ次の各号に規定するところにより旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び急行料金を支給する。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金

ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、運賃の等級と同一等級の急行料金

イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

(船賃)

第5条 船賃は、水路旅行について、路程に応じ次の各号に規定するところにより旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金を支給する。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級の最上級の運賃による。

(車賃)

第6条 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算し、1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第7条 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合においては、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、日当は、支給しない。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第8条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

2 宿泊料は、水路旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第9条 食卓料は、水路旅行の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

2 食卓料は、船賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(航空賃)

第10条 航空賃は、広域連合長が公務上必要と認めた場合に限り、航空旅行の路程に応じ、現に支払った旅客運賃により支給する。

(移転料、着後手当、扶養親族移転料)

第11条 移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、別に定めるところにより支給する。

(近隣旅行雑費)

第11条の2 近隣旅行雑費は、1日当たりの定額により支給する。

2 近隣旅行雑費は、鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の場合で公共交通機関を利用して旅行したとき（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときを除く。）に限り、支給する。

3 第7条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(支度料)

第12条 支度料は、外国旅行の場合目的地の存する地域の区分及び旅行期間に応じて定額により支給する。

(旅行雑費)

第13条 旅行雑費は、外国への旅行に伴う雑費（旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税）について、実費額により支給する。

(死亡手当)

第14条 死亡手当は、職員が旅行のため外国旅行中に死亡した場合に、当該職員の遺族に対して、定額により支給する。

(旅費支給の区分及び定額)

第15条 内国旅行の日当、宿泊料、食卓料及び近隣旅行雑費の定額は、別表のとおりとする。

第16条 外国旅行の旅費の額については、国家公務員の例によるものとし、その支給区分については、その都度広域連合長が定めるものとする。ただし、公益団体等の計画に基づき、外国旅行をする場合において、旅行の性質上特別の事情があるときは、当該公益団体等の定める旅費の範囲内において定額でこれを支給することができる。

(日額旅費)

第17条 第3条に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

2 日額旅費を支給する旅行は、研修、講習、訓練、調査又はこれに類する目的のための旅行のうち、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて旅行命令権者が指定するものとする。

3 日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は別に広域連合長が定める。ただし、その額は、当該日額の性質に応じ、第3条に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

(在勤地内等の旅費)

第18条 弘前市内又は在勤公署（常時勤務する在勤公署がない職員又は職員以外の者については、その住所又は居所）を起点とした旅行が、行程50キロメートル未満の地域内（以下「在勤地内等」という。）における旅行（第2条第1項第2号から第4号までの旅行を除く。）については、第4条、第7条、第11条の2及び第15条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる額の旅費を支給する。

（1） 旅行の行程が8キロメートル以上の場合には、鉄道賃又は車賃の実費額。ただし、交通機関の便のない地域については、陸路行程1キロメートルにつき37円を乗じて得た額

（2） 旅行の行程が4キロメートル以上8キロメートル未満の場合には、鉄道賃又は車賃の実費額

（3） 公務上の必要又は天災地変その他やむを得ない事情により宿泊する場合の宿泊料の額は、別表に定める定額の範囲内の実費額

2 前項第2号の旅費については、車賃に代えて乗車券を支給することができる。

（在勤地内等以外の同一地域内旅行の旅費）

第19条 在勤地内等以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する旅費を支給する。

（1） 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第4条から第6条までの規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

（2） 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額又は近隣旅行雑費額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

2 第7条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

（退職等の旅費）

第20条 職員が旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）及び第2条第3号の規定に該当する場合に支給すべき旅費については、国家公務員の例による。

（帰郷旅費）

第21条 職員が第2条第4号の規定に該当し帰郷する場合においては、前職相当の旅費額の範囲内において現に必要とする旅費を支給する。

（遺族の旅費）

第22条 職員が旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族に、国家公務員の例により旅費を支給する。

（旅行の取消等の旅費）

第23条 旅費の支給を受けることのできる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることのできる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に旅行命令を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため、すでに支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額

で広域連合長が定めるものを旅費として支給することができる。

- 2 旅費の支給を受けることのできる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他広域連合長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で、広域連合長が定める金額を旅費として支給することができる。

（旅費の調整）

第24条 旅行者が公用の交通機関を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅費の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 前項の規定によるほか、旅行者の旅行の実情に応じて、この条例の規定により支給される旅費の一部を支給しないことができる。

- 3 旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であると認められる場合には、広域連合長が定める旅費を支給することができる。

（証人等の旅費）

第25条 職員又は職員以外の者が、広域連合の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、参考人、通訳等として旅行した場合には、各機関の長が広域連合長と協議して定めた額の旅費を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員に係る費用弁償）

第26条 パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員をいう。）が公務のために旅行したときは、その費用を弁償し、その額及び支給方法は、第3条から第24条までの規定を準用する。

（委任）

第27条 この条例実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月26日条例第3号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月29日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月22日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条中津軽広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第4条の改正規定（「6月」を「6か月」に改める部分に限る。）及び第5条第1項の改正規定、第5条中津軽広域連合職員の育児休業等に関する条例第2条の2、第17条及び第18条の改正規定、第7条中津軽広域連合の職員の給与に関する条例第8条、第9条第1項及び第3項から第5項まで、第10条並びに第12条の改正規定並びに同条に1項を加える改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 会計年度任用職員の選任等のために必要な行為は、この条例の施行の日（前項ただし書の規定による施行の日を除く。）前においても行うことができる。

（津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 3 津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年津軽広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前2項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条第3項中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第17条の2第3項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額」を「給与条例第12条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額」に改める。

別表（第15条、第18条関係）

職名	旅費の区分	日 当 (1日につき)	宿泊料（1夜につき）		食卓料 (1夜につき)	近 隣 旅 行 雑 費 (1日につき)
			甲地方	乙地方		
事 務 局 長 会 計 管 理 者		2,600 円	13,100 円	11,800 円	2,600 円	650 円
課長級以下の職員		2,200 円	10,900 円	9,800 円	2,200 円	550 円

備考1 宿泊料の欄中甲地方とは市制施行地（特別区の地域を含む。）をいい、乙地方とは甲地方以外の地域をいう。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。